

公益財団法人なごや建設事業サービス財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人なごや建設事業サービス財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 財団は、まちづくりの基盤となる建設技術の向上及び建設事業の品質確保を支援し、併せて、安全快適な道路河川環境の創出のための事業を行い、もって良質な社会資本の整備の推進と都市機能の維持増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 財団は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 良質な社会資本の整備を推進するために建設技術者の資質と建設技術の向上を図り建設事業の品質確保を支援する事業
- (2) 安全快適な道路河川環境を創出し都市機能の維持増進を図るために円滑な道路交通の確保と道路河川に関する取組を行う事業
- (3) その他財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 財団は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車駐車場の管理運営事業
- (2) 道路台帳の情報提供事業
- (3) 工事関係図書等の販売事業
- (4) その他財団の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第7条 財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産について財団は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 財団の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 代表理事は、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書類等」という。)を作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 代表理事は、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録(以下「決算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 決算書類等のうち貸借対照表については、定時評議員会の終結後直ちに公告しなければならない。

(会計の原則)

第12条 財団の会計は、事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う。

2 財団の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 財団は、3名以上9名以内の評議員を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第1

79条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員に対して、各事業年度総額30万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の予算書類等の承認
- (6) 各事業年度の決算書類等の承認
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の定めによる請求があったときは、代表理事は、遅滞なく評議員会を招集しな

ければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(設置)

第26条 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 役員は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事のうち、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、財団を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会の決議により別に定めるところにより、その業務を執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告すること。

(4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第32条 役員に対して、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(責任の免除)

第33条 財団は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は次に掲げる職務を行う。

(1) 財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することが

できない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他財団の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) その他この定款で理事会の決議が必要である旨定めた事項

(開催)

第 3 6 条 理事会は、通常理事会として毎事業年度 2 回、次に掲げる時期に開催するほか、役員が必要と認める場合に開催する。

(1) 事業年度終了後 2 ヶ月以内

(2) 事業年度終了月又はその前月

(招集)

第 3 7 条 理事会は、法令が定める場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 3 8 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 3 9 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 4 0 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 4 1 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 4 2 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 事務局

(設置等)

第43条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き閲覧に供する。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準を記載した書類

(4) 予算書類等

(5) 決算書類等

(6) 評議員会議事録

(7) 理事会議事録

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項で定める帳簿及び書類について、法令に定める期間備え置く。ただし、法令に期間の定めがないものについては、常に備え置く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第14条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第46条 財団は、法令で定める事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 財団は、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

る。

(残余財産の処分)

第 4 8 条 財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 補則

(公告方法)

第 4 9 条 財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項で定める電子公告を行うことができないときは、官報に掲載する方法により公告を行う。

(委任)

第 5 0 条 この定款に定めるもののほか、財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は加藤久美とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

加藤孝治

長浦和明

松井基成

長谷川博樹

村上芳樹

山本哲士